

いわき市食育推進協議部会設置要領

(設置)

第1条 いわき市保健医療審議会条例第7条（平成10年いわき市条例第43号）に基づき、市民の生涯にわたる食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康の保持増進に寄与するための総合的な協議を行う場として、いわき市食育推進協議部会（以下「部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について、検討・協議を行う。

- (1) 健康いわき 21 のうち、食育の推進に係る施策及び進捗状況の把握等に関すること。
- (2) 食育を推進するための基本的方向に関すること。
- (3) 食育を推進するための関係機関、団体との連携・調整に関すること。
- (4) その他、食育に関すること。

(任期)

第3条 委員及び専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(組織)

第4条 部会は、別表に掲げる委員及び専門委員をもって構成する。

(会議)

第5条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、会議に委員及び専門委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、保健所地域保健課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会に諮って部会長が定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 27 日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年 8 月 28 日から実施する。

別表（第4条関係）

【委員】

	団体等名
1	いわき市保健医療審議会（医療審議会委員）

【専門委員】

	団体等名
1	いわき商工会議所（団体推薦者）
2	いわき地区生活研究グループ連絡協議会（団体推薦者）
3	福島県いわき農林事務所（団体推薦者）
4	いわき市小中学校長連絡協議会（団体推薦者）
5	福島さくら農業協同組合（団体推薦者）
6	医療創生大学（団体推薦者）
7	いわき市歯科医師会（団体推薦者）
8	福島県立磐城農業高等学校（団体推薦者）
9	いわき魚塾（団体推薦者）
10	福島県教育庁いわき教育事務所（団体推薦者）
11	いわき市医師会（団体推薦者）
12	いわき市PTA連絡協議会（団体推薦者）
13	いわき食品衛生協会（団体推薦者）
14	いわき市私立幼稚園協会（団体推薦者）
15	福島県保育協議会いわき支部（団体推薦者）
16	福島県栄養士会いわき支部（団体推薦者）
17	公募委員
18	公募委員